

# 芦屋町生活排水処理基本計画

福岡県 芦屋町

平成28年3月 策定

# 目 次

1. はじめに	1
2. 基本方針	1
(1) 生活排水処理に係る理念・目標	1
(2) 生活排水処理施設整備の基本方針	2
3. 目標年次	2
4. 生活排水の排出状況	2
5. 生活排水の処理主体	3
6. 生活排水処理基本計画	3
(1) 生活排水の処理計画	3
① 生活排水処理の目標	
② 生活排水を処理する区域及び人口等	
③ 施設及びその整備計画の概要	
(2) し尿・浄化槽汚泥の処理計画	6
① 現況	
② し尿・汚泥の排出状況	
③ し尿・汚泥の処理計画	
(3) その他	6
【 参 考 】	
1. 芦屋町浄化センター	7
2. し尿処理施設（遠賀中間地域広域行政事務組合）	7
3. し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬業者	7

## 1. はじめに

芦屋町は、福岡県の北端（北緯 33 度 53 分、東経 130 度 40 分）に位置し、東西 4.4 km、南北 5.3 km、行政面積 11.60k m<sup>2</sup>の町域となっている。しかし、航空自衛隊芦屋基地と町のほぼ中央を流れる一級河川遠賀川が町域の 3 分の 1 を占めている。

本町の特性としては、美しく豊かな自然である。遠賀川をはさんだ東側は洞山に代表される迫力ある奇岩が連なる海岸や福岡県の天然記念物にも指定されているはまゆう群生地、西側は白砂青松が広がる海岸と変化に富んでおり、さらに海岸線にはサイクリング道路が設けられ、大切な観光資源となっている。

このような美しい自然環境と生活環境の保全のため、生活排水を含めた水環境は重要な要素である。

このような中、下水道事業の認可を昭和 48 年度に取得し、昭和 57 年 3 月の一部供用開始まで、町の中心部である約 165.0ha の整備を行い、その後、供用開始から約 30 年後の平成 25 年度末時点の下水道普及率は、99.9%とほぼ既成している。

本町の汚水処理構想において、今後想定される宅地開発についても公共下水道により処理し、また、未水洗化家屋の水洗化促進啓発活動を行なうこととしている。

このため、芦屋町汚水処理構想を基に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定により本計画を策定する。

## 2. 基本方針

### (1) 生活排水処理に係る理念・目標

近年のライフスタイル・社会経済活動の変化は、豊かさや便利さをもたらす一方で、ごみや水環境などが課題となっており、また、高齢化、情報化、国際化など日常生活が大きく変化する中、住民は居住環境の向上など様々な分野で、質の高い行政水準を求めている。

このことから、居住環境の整備の面からも生活排水の処理施策が重要であり、住民への啓発を行なうとともに公共下水道と整合性を図り生活排水処理施策を推進する。

## (2) 生活排水処理施設整備の基本方針

本町が関わる全県域汚水適正処理構想が平成6年度に策定され、都市計画に定められた用途地域のうち農用地区域を除き、全町が公共下水道区域に設定されており、公共下水道と整合性を図り生活排水処理施設の整備を行なう。

なお、その整備の基本方針は、汚水処理構想を基に単独浄化槽及び合併浄化槽を含め公共下水道により処理する。

また、今後想定される宅地開発についても、公共下水道により処理する。

## 3. 目標年次

本町の生活排水基本計画における目標年度は、汚水処理構想と整合性を図り、平成37年度とする。

なお、中間目標年次は設けないが、諸条件に大きな変動のあった場合においては、見直しを行なうものとする。

## 4. 生活排水の排出状況

本町における生活排水処理の状況は、表1のとおりであり、平成25年度において、計画処理区域内人口14,743人の内14,591人については、生活排水の適正処理がなされている。

公共下水道事業については、昭和48年度に事業認可を取得し、昭和57年3月の一部供用開始まで、町の中心部である約165.0haの整備を行い、その後、供用開始から約30年後の平成25年度末時点の下水道普及率は、99.9%とほぼ既成している。なお、未水洗化家庭については、水洗化促進を行なうこととしている。

合併処理浄化槽、単独処理浄化槽については、汚水処理構想を基に公共下水道による処理を推進することとしている。

表1 処理形態別人口の推移

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1. 計画処理区域内人口	15,695	15,514	15,247	15,083	14,743
2. 水洗化・生活雑排水処理人口 ( )は生活排水処理率%	15,465	15,304	15,049	14,902	14,591
	(98.5)	(98.6)	(98.7)	(98.8)	(99.0)
(1) 公共下水道	15,462	15,301	15,046	14,900	14,589
(2) 合併処理浄化槽	3	3	3	2	2
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	48	39	36	37	34
4. 非水洗化人口(くみ取り等)	182	171	162	144	118
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

## 5. 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は、次のとおりである。

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1) 公共下水道	し尿及び生活雑排水	芦屋町
(2) 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
(3) 単独処理浄化槽	し尿	個人等
(4) し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	遠賀中間地域広域行政事務組合

## 6. 生活排水処理基本計画

### (1) 生活排水の処理計画

#### ①処理の目標

〔2. 基本方針〕に掲げた理念・目標を達成するため、生活排水は、公共下水道で処理することを目標とする。

ア. 生活排水の処理の目標

	現 在 (平成25年度)	目標年次 (平成37年度)
生活排水処理率	99.0%	100.0%

イ. 人口の内訳

(単位：人)

	現 在 (平成25年度)	目標年次 (平成37年度)
行政区域人口	14,743	13,600
計画処理区域人口	14,743	13,600
水洗化・生活排水処理人口	14,591	13,600

※平成37年度の行政区域人口は、コーホート要因法により算定し、  
芦屋町総合振興計画の計画値と整合を図った。

ウ. 生活排水の処理形態別内訳

(単位：人)

	現在 (平成25年度)	目標年次 (平成37年度)
1. 計画処理区域内人口	14,743	13,600
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	14,591	13,600
(1) 公共下水道	14,589	13,600
(2) 合併処理浄化槽	2	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	34	0
4. 非水洗化人口(くみ取り等)	118	0
5. 計画処理区域外人口	0	0

## ②生活排水を処理する区域及び人口等

本町は、下水道事業の認可を昭和48年度に取得し、都市計画に定められた用途地域のうち農用地区域を除き、全町が公共下水道区域に設定された。

公共下水道区域は、538.0haの芦屋処理区が設定され、人口密集地から管渠の整備を行った。

平成25年度末時点において、整備面積は524.2haであり、将来開発が想定される13.8haを除いて、面整備は完了しており、今後も公共下水道により処理する。

## ③施設整備計画

施設名	計画処理 区域 (ha)	計画処理 人口 (人)	整備予定年度	事業費見込 (百万円)
公共下水道	538.0	13,600	S48年～H37年	24,677

## (2) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

### ①現況

昭和38年から中間市外4町環境衛生施設組合として事業を開始し、昭和54年4月1日から一部事務組合の統合により遠賀・中間地域広域行政事務組合のし尿処理施設として継承され今日に至っている。

この施設の整備状況は、昭和38年～39年度に計画処理能力100kℓとして建設し、昭和40年5月より供用開始している。その後、収集量の増加に伴い昭和45～46年度に80kℓ/日の増設を行い、更に昭和62年度に浄化槽汚泥専用の130kℓ/日の処理施設を建設したが、供用開始後相当な年数が経過し、設備装置の老朽化・陳腐化及び搬入量の増加、処理能力の低下が見られるようになり、また、処理の高度化、臭気対策などし尿処理をとりまく地域情勢の変化により、施設の整備が緊急課題となり平成5年度から平成7年度の3ヵ年継続事業で施設を新設し、標準脱窒処理方式+高度処理による処理能力220kℓ/日として平成8年4月に供用開始している。

平成25年度の日平均処理量（1市4町合計）は、144.2kℓ／日（365日平均）で、うち45.3%が浄化槽汚泥であり、平成26年度は、132.7 kℓ／日（365日平均）で、うち46.5%が浄化槽汚泥である。

また、この施設で発生する汚泥は、脱水後焼却し埋立処分のため搬出している。なお、今後は、汚泥の焼却処理を廃止し、汚泥の搬送及び処理を民間委託することにより、経費の削減や周辺環境の配慮を図ることとしている。

## ②し尿・汚泥の排出状況

〔6（1）ウ 生活排水の処理形態別内訳〕に基づくし尿・浄化槽汚泥の排出状況は次表のとおりである。

（単位：kℓ／日）

	現 在 （平成25年度）	目標年次 （平成37年度）
収 集 し 尿	0.46	0
単独・合併浄化槽汚泥	0.09	0
合 計	0.55	0

※それぞれの原単位は、遠賀中間地域広域事務組合（1市4町）の実績により収集し尿3.94ℓ／人・日、浄化槽汚泥2.52ℓ／人・日とした。

## ③し尿・浄化槽汚泥の処理計画

汚水処理構想による目標を達成するまでは、し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬・最終処分を現在の形態で実施するものとする。

## （3）その他

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性について、住民に周知を図るため、広報・啓発活動を実施する。

また、公共用水域の水質汚濁の現状と原因への理解や、水洗化の促進など快適な生活環境づくりのための啓発についても広報等により周知を図るものとする。

【 参 考 】

1. 芦屋町浄化センター

位 置	遠賀郡芦屋町大字芦屋字芦屋浜 1 4 5 5 番地 - 2 7 0
供 用 開 始	昭和 5 7 年 3 月 1 5 日
敷 地 面 積	約 4 3, 9 0 0 m <sup>2</sup>
処 理 能 力	9, 8 4 0 m <sup>3</sup> /日
下 水 排 除 方 式	分流式
処 理 方 式	水処理 標準活性汚泥法 汚泥処理 重力・機械濃縮、嫌気性消化、遠心機械脱水
放 流 先	1 級河川 遠賀川

2. し尿処理施設（遠賀中間地域広域行政事務組合）

位 置	遠賀郡水巻町猪熊 1 0 丁目 1 番 3 2 号
施 設 沿 革	平成 8 年 3 月 竣 工
敷 地 面 積	1 6, 7 0 4 m <sup>2</sup>
処 理 能 力	2 2 0 kℓ/日
処 理 方 式	標準脱窒処理方式 + 高度処理
放 流 先	曲川

3. し尿・浄化槽汚泥の収集運搬業者

業 者 名	従 業 員 数	車 両 数
有限会社 環整	3 4 名	8 台
有限会社 太洋社	1 4 名	3 台